

# 平成23年度第4回

## 大阪府都市計画公聴会 速記録

「東部大阪都市計画道路の変更」について

- 1 と き 平成23年10月28日（金）  
午前10時開会～午前10時20分閉会
- 2 と ころ 大阪府新別館北館多目的ホール  
大阪府中央区大手前3丁目1番43号
- 3 対象市町村 交野市
- 4 出席者  
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 久保幸太郎  
(2) 公述聴取者 大阪府・関係市職員その他  
(3) 公述人  
1人

## **[開会]**

**【司会(山本補佐)】** 皆さんおはようございます。お待たせいたしました。定刻の10時となりましたので、平成23年度第4回の公聴会を開催させていただきます。私は、司会を務めます山本と申します。よろしくお願いいたします。

公聴会の開催にあたりまして、お願いしたいことがございます。館内は禁煙でございます。また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、報道関係の方をお願いいたします。公聴会開催後5分間は撮影は結構でございますが、それ以降はこの公聴会の妨げにならない程度でよろしくお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府総合計画課参事の久保が議長として担当いたします。よろしくお願いいたします。

## **[公聴会に関する説明]**

**【議長(久保参事)】** 本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課参事の久保と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開始にあたりまして公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。本日、公述の対象となる都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものでございます。これらの原案をもとに皆様方のご意見をお伺いして、都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて公聴会を開催することといたしております。本日は、去る10月3日から10月17日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をいただいた方にご意見を述べていただきます。

今後の手続きについては、この公聴会で公述をしていただいた内容を速記により記録としてまとめます。そして、本日の公述内容を踏まえた上で、再度、

関係機関等との協議・調整を行いまして、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に、関係市町村の住民及び利害関係人は、大阪府に対し都市計画の案に対する意見書を提出することができます。この縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出をいたします。また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨も併せて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定するということになります。

次に、本日の公聴会の進行についてご説明いたします。今回公述の申出がございました1件の都市計画の原案の概要について、総合計画課の担当からご説明させていただきます。この説明が終わりましたら、この都市計画の原案についての公述を行っていただきます。公述に際しましては、壇上の公述人席までお越しいただき、公述していただきますようお願いいたします。公述の内容については、公述申出のときに提出をいただきました要旨に従っていただきますようお願い申し上げます。公述の時間でございますが、30分以内とさせていただきます。終了の5分前になりますとベルを1回、終了時刻になりますと2回鳴らします。よろしくようお願いいたします。

最後に、公述人ほかご来場の皆様にお願ひ申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場であり、質疑応答を行う場ではございません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみ公述をしていただくことになっております。皆様方には、声を出したりそのような行為は慎んでいただきますようお願い申し上げます。

それでは、公述に先立ちまして、本日の公述の対象となります都市計画の原案について、総合計画課の担当から概要を説明させます。

## [都市計画の案について説明]

**【事務局(山野補佐)】** 東部大阪都市計画道路3・3・230-2号天の川磐船線及び3・5・230-7号村野神宮寺線の変更素案の概要についてご説明させていただきます。私は、大阪府都市整備部総合計画課施設計画グループ長の山野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

まず、大阪府が現在進めております都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。本府では、今後予測される本格的な人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、より一層効率的な都市のマネジメントを行っておく必要があると考えております。そのためには、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画道路の見直しを行うことが重要であると考え、都市計画決定後、事業着手されていないすべての都市計画道路について、交通処理機能や交通安全機能、防災機能などの計画の必要性に加え、30年程度の期間内に事業着手できるか否か等、事業実施の実現性といった観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を本年3月に策定しております。今回の変更素案は、この基本方針に基づいて評価を行ったものでございます。

まず、今回変更を予定しております都市計画道路天の川磐船線についてご説明させていただきます。本路線は、交野市域において、枚方市と奈良県生駒市を結ぶ国道168号と並行して、昭和43年5月に計画延長約2,780メートル、幅員25メートルで都市計画決定され、枚方市域界から都市計画道路大阪枚方京都線までの延長約480メートルの区間について、第二京阪道路の供用に併せて、平成21年度に整備が完了しております。今回、都市計画道路交野中央線から終点となります私市9丁目の国道168号との合流点までの延長約1,540メートルの区間について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、第二京阪道路の供用や国道163号の4車線化の事業進捗に伴い、周辺道路の交通量が減少傾向にあり、本路線に並行する国道168号についても現道で対応可能な交通量であるのに加え、今後の本格的な人口減少などの社会情勢の変化を踏まえると、将来的に交通量が増えることは見込

めないと考えられることから、交通処理を目的とした道路の必要性は低いものと考えております。このため、天の川磐船線の当該区間については、都市計画を廃止しようとするものでございます。

次に、都市計画道路村野神宮寺線についてご説明させていただきます。本路線は、交野市域において、枚方市と奈良県生駒市を結ぶ主要地方道枚方大和郡山線と一部重複して、昭和43年5月に計画延長約2,900メートル、幅員14メートルで都市計画決定され、その後、平成4年1月に都市計画道路大阪枚方京都線の都市計画変更に合わせて、交差部の線形を変更し、延長を約2,900メートルから約2,920メートルに都市計画変更を行っております。また、整備状況については、枚方市域界から都市計画道路大阪枚方京都線までの延長約2,260メートルのうち、約1,400メートルの区間が完了しております。今回、都市計画道路大阪枚方京都線から終点となります大字倉治までの延長約660メートルの区間について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、接続する主要地方道枚方大和郡山線の奈良県界までの区間は、現道の交通量も少なく、周辺が市街化調整区域であることを加味すると、道路の必要性は低いものと考えております。このため、村野神宮寺線の当該区間については、都市計画を廃止しようとするものでございます。

以上が、今回の都市計画変更素案の概要でございます。

### **【公述人による公述】**

**【議長(久保参事)】** それでは、ただいまから公述を始めていただきます。よろしく申し上げます。

(公述人登壇)

**【公述人】** 私は、山本 景と申します。交野市選出の府会議員でございます。今回、天の川磐船線の一部区間の廃止の影響が出ました、この廃止区間、現道部分の国道168号線が走る交野市天野が原町の出身であり、その地域の

住民でございます。

本来であれば、私は立場上、府会議員ですので、大阪府議会の代表質問や一般質問でこういった問題について意見を表明すべきではございますけれども、本件について、交野市への説明、協議等については5月もしくは6月頃行っていたにもかかわらず、私への大阪府都市整備部からの正式な説明が9月27日であり、地元の説明会終了後であります。また、大阪府議会の代表質問も、また、一般質問の受付も終了しておりましたので、結果として大阪府議会の9月議会でこの問題について意見を表明する機会を逃しました。

私から大阪府都市整備部には、その地域を代表する府会議員に説明する事案が、なぜ、これほど遅れたのかという理由を問いただしました。それに対してのお詫びはございましたけれども、理由の説明は一切ございませんでした。

また、このような状況下で、地元の意見の集約等ができていない状況であるにもかかわらず、こういった都市計画公聴会を開くのは果たしてどうなのかということも表明いたしました。もうすでに日程につきまして、本日举行するという日程をホームページ等で公表済みであり、今変更できないという回答しかございませんでしたので、止むを得ずこの公聴会に出席し、私が意見を表明することとなりました。その点、ご理解ください。

天の川磐船線は、現状の道路がないわけではなくて、国道168号線という道路がございます。この168号線については、第二京阪国道の開通等により、交通量については若干減少傾向にある道路ではございますけれども、そもそも構造上何点か問題がございます。

例えば、JR学研都市線と平面交差する部分に踏切がございます。また、当該踏切の南側につきましては、この168号線が大きく90度ほどカーブしており、そのカーブ部分と京阪河内森駅方面からの市道が交差しており、生駒方面から向かう場合については左折、交野消防署の方から向かう場合について、私市方面に行く場合については、必ず右折を必要とする三叉路となっており、当該道路については信号機の設置もございません。

結果として、踏切があることとその近くに三叉路があることを原因として交通渋滞が発生するとともに、この渋滞を避けるために、地元のこの道を通り慣れた住民については、これは交野市民だけではなく、奈良から来られる方もそ

うですけれども、私市の村中や天野が原町の住宅街を通るといった問題点が発生しており、しかも、この通る道というのが一部通学路と重複するといった問題点がございませう。また、この168号線と交野第四中学校との隣接部分についてはその地形の関係上、路側帯が極めて狭く、歩道の設置が困難という状況となっております。こういった国道168号線の問題点がございませうので、それを受けて期待されているのが天の川磐船線でございます。

当然地元にとっては昔から悲願の道路であり、平成18年9月12日には、交野市は区長制度を敷いておりますので、その区長24名から連名により大阪府知事宛で「第二京阪道路建設にともなう都市計画道路天の川磐船線早期完成の要望書」が提出されております。これは、時代背景としては第二京阪国道供用前なので、どちらかといったら第二京阪国道の開通によって交通量が増加するみたいな記述もございませうけれども、併せて現道の168号線の問題点についても指摘しているもので、今においてもこの要望書は交野市民の意見を表明しているものと、私は考えております。当該区長にも一応確認しましたがけれども、その意見については今も変わらないという意見は頂戴しております。

今回、168号線の構造上の問題について、都市計画道路天の川磐船線の一部区間の廃止が表明されておりますけれども、こういった問題点について、具体的な解決策を大阪府都市整備部は全く示していない状況でございます。この点については、私から先日、この問題点について対策を確認いたしました。都市整備部からの回答といたしましては「対策について検討は可能である。ただし、この都市計画公聴会には間に合わない。」という回答でした。本来であれば都市整備部については国道168号線の構造上の問題を当然ながら認識し、かつ、この解決策についてもある程度検討できるにもかかわらず検討していない状況であり、また、その状態でこの都市計画公聴会を開き、天の川磐船線の一部区間の廃止を行おうとすることに関しては大いに批判されるべきです。まず、きっちりこういった解決策を地元提示して、その上でこういった区間の廃止というのを私はやるべきだと考えております。多くの交野市民、そして交野市役所の天の川磐船線等の第二京阪国道等の担当者についても同じ意見であります。

そして、今回の天の川磐船線につきましては、国道168号線のバイパス機

能を期待され、計画された都市計画道路ですけれども、今回廃止の対象の区間となっているところ等については、まず第二京阪国道から交野久御山線の部分については廃止の対象外となっております。これについては、いつ建設されるかどうか計画が残っているだけであり、不明である上、今回の都市計画道路の見直しにもありますとおり、いつ計画の取り消しになるかというのは、これは分からない状況でありますので、地元としてはそもそもこの計画が履行されるかどうか、極めて不安を抱えている状況でございます。

また、交野久御山線から藤が尾を通り、最終的には私市9丁目までの部分については、今回は廃止対象となっております。

交野久御山線までの部分については、並走する国道168号線は、あまり構造上の問題がない部分であるにもかかわらず、一方で廃止対象となっている交野久御山線から私市の部分については、特に、交野久御山線から藤が尾の部分については、この168号線に踏切があったりもしくは三叉路があったりといった構造上の問題点がある部分です。要は、問題点がある部分に並走する部分は廃止され、問題点がない部分については廃止の対象外というようになっております。こういったちぐはぐな対応、せめて廃止するのであれば、藤が尾のところまでは残し、それ以降を廃止だったらまだ分かりますけれども、藤が尾のところも含めて廃止するという都市整備部の対応というのは、正直申しまして理解に苦しむというのが私の意見であり、地元の意見でございます。

今般、大阪府は、大阪府の財政上の都合や第二京阪国道開通による交通量の減少等を理由として、今回の天の川磐船線の一部区間の廃止を計画しておりますが、国道168号線の構造上の問題について、これは対応できるにもかかわらず、何ら対応していません。そして、廃止対象区間も国道168号線の現状を考慮しない等、問題があると言わざるを得ません。こういった問題をきっちり対処して、それから、こういった都市計画道路の廃止をやるべきではないかと私は考えております。私は交野市選出の府会議員として、国道168号線が通る交野市天野が原町の出身であり現在の住民として、今回の大阪府都市整備部の対応についてあまりにも早急ではないかと考えておりますので、この場をお借りいたしまして、意見を表明する次第でございます。以上です。



## **[閉会]**

**【議長(久保参事)】**           ありがとうございました。以上で公述の申し出がございました公述人の発言はすべて終了いたしました。本日は大変お忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。また、会場の皆様方には都市計画公聴会にお越しいただきましてありがとうございました。

これをもちまして平成23年度第4回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。